

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表（第三条関係）

法令名	条項
放送法（昭和二十一年法律第二百三十号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第九十三条第三項及び第四項、第九十八条第一項、第一百二十六号
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	第一百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第一百三十条第二項、第一百三十三条第一項、第一百三十四条第二項、第一百三十五条第一項、第一百四十四条第二項、第一百五十二条第一項、第一百五十九条第三項及び第四項並びに第一百七十二条第一項

別表（第三条関係）

法令名	条項
放送法（昭和二十一年法律第二百三十号）	第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第一項、第五十二条の六の二第一項（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第十五条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三第二項及び第三項（これらの規定を第九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項の十八第一項、第五十二条の二十五（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十第三項及び第四項、第五十三条の五第二項並びに第五十三条の九
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	（略）
有線ラジオ放送業	（同上）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）	第二十八条第一項、第三十三条並びに第三十八条第一項、第二項及び第四項	(略)							

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十三号）	電気通信利用	電気通信役務利用	放送法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）
電気通信紛争処理委員会令（平成十号）	第十三条（文書の提出に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三条第二項、第十二条第四項及び第十七条の二第二項

（略）	（略）	（略）
放送法施行規則（一）	昭和二十五年電波監理委員会規則第十号	第十条、第十二条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十五条、第十六条第二項、第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十八条、第六十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条、第七十六条第一項、第七十七条、第七十八条第一項及び第二项、第七十九条、第八十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第二項及び第三項、第九十二条第一項、第一百二条、第一百五条、第一百六条、第一百八条第一項及び第二項、第一百十九条、第一百二十二条から第一百二十五条まで、第一百二十八条第一項、第一百三十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十七条から第一百三十九条まで、第一百四十二条第一項、第一百四十六条、第一百四十八条から第一百五十条まで、第一百六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六十二条、第一百六十五条第一項、第一百六十六

		（略）	項、百六十七条、第一百七十七条第一項及び第二百六十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十二条並びに第一百八十四条
無線局免許手続規 則（昭和二十五年 電波監理委員会規 則第十五号）	第五条、第七条第三項、第八条第一項（第十一 条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六 項、第二十条の三の二第六項、第二十条の三の 三第五項及び第二十四条の二第二項において準 用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（ 第二十条の十第一項において準用する場合を含 む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第 一項（第二十五条第一項前段において準用する 場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（ 第二十条の十第一項において準用する場合を含 む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及 第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項 において準用する場合を含む。）、第十六条的 三第一項（第十六条第五項及び第二十五条第三 項において準用する場合を含む。）、第十六条 第一項、第十六条の二、第二十条の二第一項（ 第二十条の十第二項、第二十五条の八及び第二 十八条の二において準用する場合を含む。）、 第二十条の三第一項及び第八项（第二十条の十 第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含 む。）、第二十条の三の二第一項（第二十条の十	（略）	第五条、第七条第三項、第八条第一項（第十一 条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六 項、第二十条の三の二第六項、第二十条の三的 三第五項及び第二十四条の二第二項において準 用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（ 第二十条の十第一項において準用する場合を含 む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第 一項（第二十五条第一項前段において準用する 場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（ 第二十条の十第一項において準用する場合を含 む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及 第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項 において準用する場合を含む。）、第十六条的 三第一項（第十六条第五項及び第二十五条第三 項において準用する場合を含む。）、第十六条 第一項、第十六条の二、第二十条の二第一項（ 第二十条の十第二項、第二十五条の八及び第二 十八条の二において準用する場合を含む。）、 第二十条の三第一項及び第八项（第二十条の十 第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含 む。）、第二十条の三の二第一項（第二十条の十

(同上)	(同上)	二十八第一項、第十七条の二十八の二十九、第十七条の二十九並びに第十七条の三十
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第五項、第八条第一項（第十一 条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六 項、第二十条の三の二第六項及び第二十四条の 二第二項において準用する場合を含む。）、第 八条の二、第九条（第二十条の十第一項におい て準用する場合を含む。）、第十条、第十一条 第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前 段において準用する場合を含む。）、第十三条 、第十四条第一項（第二十条の十第一項におい て準用する場合を含む。）、第十五条の二の二 第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及 び第二十五条第六項において準用する場合を含 む。）、第十五条の三第一項（第十六条第五項及 び第二十五条第三項において準用する場合を含 む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二 十条の二第一項（第二十条の十第二項、第二 十五条の八及び第二十八条の二において準用す る場合を含む。）、第二十条の三第一項及び第 八项（第二十条の十第二項及び第二十五条の八 で準用する場合を含む。）、第二十条の三の二 第一項（第二十条の十第二項及び第二十五条の二	

十第二項及び第一十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十二条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項、第二項及び第三項（これらは規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条の二十四第一項、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第二十九条の二十四、第二十五条の二十九第一項、第二十五条の二十六第一項及び第四項（これらの二十九第一項、第二十九条の二十四、第二十五条の二十九第一項、第二十九条の二十六第一項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第二十九条の二十四、第二十五条の二十九第一項、第二十九条の二十六第一項及び第四項（これらの二十九第一項、第二十九条の二十四、第二十五条の二十九第一項、第二十九条の二十六第一項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条の三及び第三十二条の四において準用する場

八で準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二项、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条的六第一項、第二十五条的七第一項、第二项及び第三项（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条的第一、第二十五条的十二（第二十五条的二十第一项において準用する場合を含む。）、第二十五条的十三第一項（第二十五条的二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条的十四第一項、第二十五条的十五第一項（第二十五条的二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条的十九第一項、第二十五条的二十四、第二十五条的二十五、第二十六条第二項及び第四项（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十二条の二（第三十一条的三及び第三十一条的四において準用する場合を含む。）。

(略)	行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）	第二条の二、第二条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二条の四、第二条の六、第二条の八第一項及び第二项（第二条の九第二項において準用する場合を含む。）、第二条の九第一項、第二条の十一、第二条の十二及び第十六条（第十九条において準用する場合を含む。）	合を含む。）
(略)	恩給給与規則（昭和二十八年総理府令第六十七号）	第十三条及び第十五条第一項	(略)

(同上)	有線ラジオ放送業 務の運用の規正に関する法律を施行する規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第三号）	第二条第二項、第三条、第五条、第五条の三、第七条及び第八条	(同上)
(同上)	本則	(同上)	(同上)

消防団員等の公務 災害補償等責任共 済等に關する法律 施行規則（昭和三 十二年總理府令第 五号）	（略）	郵便切手類模造等 の許可に關する省 令（昭和四十七年 郵政省令第三十一 号）	（略）	第五条、第七条、第八条、第十条（同条第二項 については、第十一條第二項において準用する 場合を含む。）、第十一條第一項及び第十二条		

（略）	電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項から第三項まで並びに第五条第一項から第三項まで及び第五項
（略）	電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項

（同上）	電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項及び第二項
（同上）	電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第十五号）	第九条第一項及び第三項、第十条、第十一條、第三十条、第三十五条の三、第三十五条の五から第三十五条の七まで並びに第三十七条

◇
号